

自家用汽力発電所において発電用と工場用
とに併用するボイラーの取扱いについて

(昭和40年7月1日)
(40公局第566号)

上記の件については、従来労働省の監督との調整を図
るため、昭和10年8月14日付け業第2ク79号「発
電用汽機汽罐取締に関する件」(電気局長通牒、各逓信
局長宛)に基づき運用してきたが、今回電気事業法の施
行に伴い、その取扱いは下記によることとしたので了知
されたい。

記

- 1 発電用以外の用途に供するポンプ、送風機等の駆動
用蒸気タービンの排気を利用し、排気タービンまたは
往復機関により発電する場合、その駆動用蒸気タービ
ンに蒸気を供給するボイラーは、電気工作物として取
り扱わないものとする。
- 2 2個以上のボイラーから発生する蒸気を発電用の蒸
気タービンまたは往復機関および発電用以外の用途に

併用する場合、発電所の出力発生に必要な範囲のボイラー（予備のボイラーを含む。）は電気工作物として取り扱うものとする。

ただし、発電所の出力発生に必要な範囲がボイラー1個に満たない場合には、少なくともそのうち1個は、発電に必要なボイラーとみなす。

3 1個の蒸気タービンまたは往復機関を発電用および工場動力用の原動機として使用し、その出力の2分の1以上を発電用に充当する場合、これに蒸気を供給するボイラーは、電気工作物として取り扱うものとする。この場合において、2個以上のボイラーを使用するときは、前記2に準ずるものとする。

4 1個のボイラーから発生する蒸気を発電用の蒸気タービンまたは往復機関および発電用以外の用途に併用する場合、その蒸気量の2分の1以上を発電用に充当するボイラーは、電気工作物として取り扱うものとする。